

# 品川区職員財産形成貯蓄事務取扱要綱

制定 昭和 63 年 3 月 31 日 区長決定  
要綱第 19 号

改正 平成 19 年 11 月 21 日 部長決定

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号。以下「財形法」という。）並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）、郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）その他の関係法令（以下「関係法令」という。）に基づき、品川区が行う勤労者財産形成貯蓄、勤労者財産形成年金貯蓄及び勤労者財産形成住宅貯蓄に関する事務の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 区電算給与支給処理の対象となる職員（区長を除く。）及び幼稚園教諭をいう。
- (2) 一般財形 勤労者財産形成貯蓄をいう。
- (3) 年金財形 勤労者財産形成年金貯蓄をいう。
- (4) 住宅財形 勤労者財産形成住宅貯蓄をいう。
- (5) 生損保の住宅財形 生命保険会社及び損害保険会社を取り扱う住宅財形をいう。
- (6) 最高限度額 財産形成非課税年金貯蓄申告書又は財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額をいう。
- (7) 非課税限度額 租税特別措置法第 4 条の 2 又は同法第 4 条の 3 に規定する金額をいう。

## (金融機関等の範囲)

第 3 条 職員が一般財形、年金財形及び住宅財形（以下「財形貯蓄」と総称する。）に関する契約を締結することができる金融機関等は、別紙のとおりとする。

## (財形貯蓄の種類)

第 4 条 財形貯蓄の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 預貯金（期日指定定期預金及び定額郵便貯金）
- (2) 合同運用信託（金銭信託）
- (3) 有価証券（利付金融債及び公社債投資信託）
- (4) 生命保険
- (5) 損害保険

(契約数)

第5条 職員は、一般財形について2契約、年金財形及び住宅財形についてそれぞれ1契約の範囲内で契約することができる。ただし、一般財形の契約数を2契約とするときは、それぞれ異なる取扱金融機関等と契約するものとする。

2 前項の財形貯蓄の契約数は、あわせて3契約を限度とする。

(控除対象給与)

第6条 控除積立の対象となる給与は、毎月の給与及び期末手当とする。

(控除積立金額等)

第7条 控除積立金額は、1契約につき、次に定めるところによる。

(1) 控除積立金額は、毎月の給与及び期末手当とも、1,000円以上で、1,000円の整数倍とする。

(2) 毎月の給与からの控除積立金額は、毎月一定額とする。

(3) 期末手当からの控除積立金額は、6月支給分及び12月支給分それぞれにつき一定額とする。ただし、定額郵便貯金については、6月支給分及び12月支給分からの控除積立金額が同額のものに限る。

(貯蓄金の限度額)

第8条 財形貯蓄の貯蓄金の限度額は、財形法及び関係法令の定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 一般財形及び住宅財形については、貯蓄金の限度額を設けない。ただし、生損保の住宅財形については、貯蓄金の限度額は非課税限度額の範囲内とする。

(2) 年金財形については、貯蓄金の限度額は非課税限度額の範囲内とする。

(募集)

第9条 財形貯蓄契約の募集は、毎年1回実施するものとし、その時期は別に定める。

(貯蓄契約の申込み)

第10条 財形貯蓄契約の申込みは、職員が所定の申込書を財形貯蓄主管課長に提出して行うものとする。

(変更の届出)

第11条 財形貯蓄契約を締結した職員(以下「加入職員」という。)は、次に掲げる事項について所定の届出用紙により財形貯蓄主管課長に提出しなければならない。

(1) 住所、氏名又は届出印の変更

- (2) 最高限度額の変更
- (3) 控除積立金額の変更
- (4) 控除積立の中断又は再開
- (5) 財形貯蓄契約の解除又は貯蓄金の払出し
- (6) 積立終了日の変更
- (7) 年金受取方法の変更
- (8) その他財形貯蓄契約に係る必要な事項

2 前項第3号の控除積立金額の変更については、募集時に限り行うことができる。

(解約又は払出し)

第12条 加入職員が財形貯蓄契約を解約し、又は貯蓄金の全部若しくは一部の払出しをする場合には、所定の請求書を財形貯蓄主管課長に提出することにより行うものとする。

2 財形貯蓄解約の解約又は貯蓄金の払出しは、加入職員が指定する本人名義の預金口座へ振り込むことにより行うものとする。ただし、定額郵便貯金の払出しについては、加入職員に払戻証書を直接送付し、郵便局において当該払戻証書により行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、貯蓄金の払出しについては、職員が所定の請求書を直接取扱金融機関に届け出て、次に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとする。

(1) 取扱金融機関が指定する店舗で、現金により払出しを受ける方法

(2) 当該職員が指定する本人名義の口座に振り込むことにより、払出しを受ける方法

(転入職員等に係る財形貯蓄の継続)

第13条 他の特別区等において財形貯蓄を行っていたものが職員となって財形貯蓄の継続を希望する場合は、所定の申込書を財形貯蓄主管課長に提出することにより財形貯蓄契約を継続することができる。

(転出職員等に係る財形貯蓄事務の引継)

第14条 加入契約者が他の特別区等に転出したときは、財形貯蓄主管課長は当該職員に係る次に掲げる書類を、新たに勤務することとなった勤務先の長に送付するものとする。

(1) 第10条の貯蓄契約の申込みに係る書類

(2) 第11条第1項各号の諸変更の届出に係る書類

(3) 第12条の解約又は払出しに係る書類

(4) 第13条の財形貯蓄の継続に係る書類

(退職等に関する通知)

第15条 加入職員が死亡、退職その他の事由により、給与からの控除が

不能となった場合は、財形貯蓄主管課長は直ちにその旨を総幹事に通知するものとする。

(控除預入事務等)

第16条 財形貯蓄に係る控除預入事務等は、給与取扱者がこれを行う。

(実施細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか財形貯蓄に関する事務の実施に必要な細目は、区長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 品川区職員財産形成貯蓄事務取扱要綱（昭和59年9月1日付）及び品川区職員財産形成貯蓄事務取扱要綱の一部を改正する要綱（昭和60年9月1日付）は、廃止する。

別 紙

株式会社 みずほ銀行  
株式会社 三井住友銀行  
株式会社 三菱東京UFJ銀行  
株式会社 りそな銀行  
株式会社 横浜銀行  
株式会社 千葉銀行  
株式会社 東京都民銀行  
中央労働金庫  
東京都職員信用組合  
警視庁職員信用組合  
株式会社 新生銀行  
みずほ信託銀行株式会社  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
住友信託銀行株式会社  
中央三井信託銀行株式会社  
野村証券株式会社  
日興コーディアル証券株式会社  
大和証券株式会社  
みずほインベスターズ証券株式会社  
新光証券株式会社  
郵便局  
アクサ生命保険株式会社  
第一生命保険相互会社  
住友生命保険相互会社  
明治安田生命保険相互会社  
AIGエジソン生命保険株式会社  
朝日生命保険相互会社  
日本生命保険相互会社  
三井生命保険相互会社  
エイアイジー・スター生命保険株式会社  
ジブラルタ生命保険株式会社  
富国生命保険相互会社  
株式会社 損害保険ジャパン

東京海上日動火災保険株式会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
あいおい損害保険株式会社  
日本興亜損害保険株式会社  
富士火災海上保険株式会社  
共栄火災海上保険株式会社  
ニッセイ同和損害保険株式会社  
朝日火災海上保険株式会社  
日新火災海上保険株式会社